

盛岡市立太田東小学校

いじめ防止基本方針

盛岡市立太田東小学校
いじめ防止対策委員会

平成 26 年度策定
令和 5 年度改定
令和 8 年度改定

盛岡市立太田東小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 15 日 策定

令和 6 年 3 月 改定

令和 8 年 4 月 改定

はじめに

いじめは、子どもの心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為である。学校においては、いじめを予防し、すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境を作ることが強く求められており、平成 25 年 6 月には国会において「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）が成立したほか、同 10 月には法に基づいて国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」という）が決定された。

本校においても、法の趣旨を踏まえて、全校体制でいじめの未然防止と早期解消に取り組むとともに、子どもたちの絆づくりや居場所づくりに努めるために本方針を定める。

I いじめ問題の理解

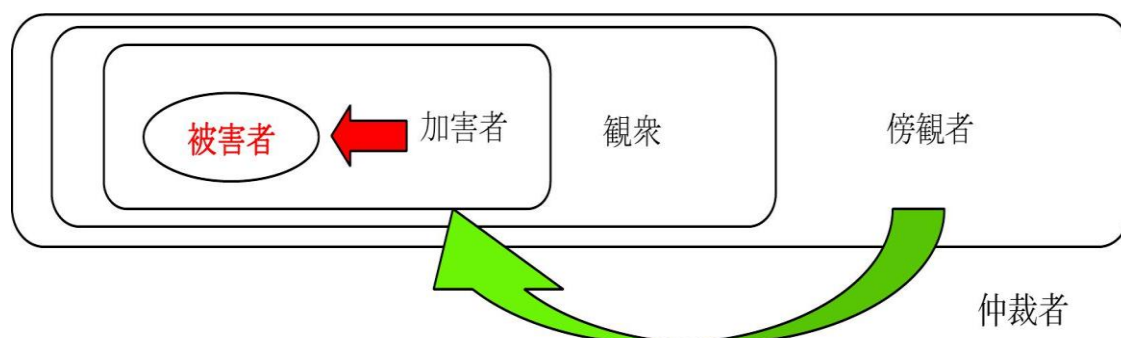
(1) いじめの定義

「いじめ」とは、対象となった児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 2 条）

※平成 18 年以前の定義では「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としていたため、「弱い」かどうか(児童の力関係)、「継続的」かどうか(回数)、「深刻」かどうか(程度)の判断が表面的、形式的になりがちであったため、いじめられた児童の立場に立って判断できるように改められた。

(2) いじめの構造

いじめは、いじめられる側（被害児童）といじめる側（加害児童）の二者関係だけで成立しているのではなく、周囲ではやし立てたり面白がったりする存在（観衆）や周辺にいても見て見ぬふりを行っている行為に、暗黙の了解を与えている存在（傍観者）があって成り立っている。したがって、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、観衆や傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる（森田洋司 2010 いじめとは何か 教室の問題、社会の問題 中央公論新社）。



(3) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ②いじめられた側（被害児童）及びいじめた側（加害児童）の児童並びにそれを取り巻く集団等に対して適切な指導及び必要な支援が必要である。
- ③いじめ問題は、学校・家庭・地域社会等、児童を取り巻くすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- ④いじめは、その行為の態様により、刑罰法規に抵触する場合もある。

II いじめへの対応

1 いじめの未然防止

(1) 全職員の共通理解

法や県市の基本方針等の趣旨を全職員で共通理解し、一丸となっていじめの防止に努める。

(2) 校内研修の充実

いじめの防止等のための対策に関する資質の向上を図り、教職員の人権感覚を高めるための効果的な研修会を計画的に企画・実施する。その際は、全職員の参加により、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を積極的に取り入れるよう留意する。

(3) いじめ防止対策のための委員会

- ① 管理職、担当教職員、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者、その他関係者などからなる「いじめ防止対策委員会」を設置し、校務分掌に位置付ける。
- ②いじめ防止対策委員会の構成員は校内生徒指導委員会を基本とし、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部の専門家を加えて協議を行う。
- ③いじめ防止対策委員会は、6月、11月アンケート実施後等に定期的に行うほか、必要に応じて、毎月末、校長が招集して行う。

(4) 全教育活動を通じた指導

- ①児童の豊かな情操と道徳心、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ②いのちの教育や人権教育、他を思いやる心を育てるとともに、規範意識の醸成や児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動しようとする自律性を育むことを重視する。
- ③児童同士、また児童と教師との信頼関係を育むために、多面的な児童理解と自己有用感、自己存在感を味わわせる学級づくりを目指す。
- ④いじめは二者関係で成立するのではなく、「集団内の歪んだ人間関係の中で発生する場合もある」ため、適切な学級集団づくりは、いじめを防止するためには最も基本的な取組であることを十分に意識して学級運営にあたる。
- ⑤各教科の指導においては、正誤や結果ばかりを重視することなく、学習過程における考え方の形成に目を向け、互いの違いやよさを認め合うことができるような指導に心がける。
- ⑥適切な情報活用能力が養われるように、ネットモラル教育の充実を図る。
- ⑦児童会活動の議題として、いじめ問題を取り上げ、児童が主体的にいじめ問題に関わろうとする意識を育てる（児童会「いじめ0宣言」等）。

(5) いじめの未然防止教育

いじめの未然防止教育は、「いじめはどの学校・学級でも、どの児童にも起こり得る」という共通認識のもと、すべての児童を対象に、お互いを認め合う温かい人間関係と学級風土を醸成する包括的な取り組みが求められる。

①「魅力ある学校・学級づくり」の推進

いじめを生まない、楽しく安全安心に過ごせる居場所づくりを進める。

- ・集団づくりの充実…学級の実態を把握し、みんなが集団の一員としての自覚や自信をもてるような学級集団づくりを意図的計画的に行う。
- ・授業の工夫…個に応じたわかりやすい授業づくりを目指すとともに、主体的に参加できる場面を設定する。
- ・主体的な活動の促進…児童が自分たちで話し合い、ルールを決めるなど、主体的に取り組むことができる行事や児童会活動を推進する。

②人権教育・共感性の育成

お互いの尊厳を認め合い、尊重し合う姿勢を育てる。

- ・コミュニケーション能力の向上…相手の感情を理解し、自分の気持ちを適切に伝える力を養う。
- ・人権感覚の育成…誰にでも人権があり、尊重されるべきであることを理解させ、人権尊重の視点を取り入れた教育（人権教育）を、教育活動のあらゆる場面で推進する。
- ・多様性の理解…お互いのよさや違いを認め合い、支え合う意識を育てる。

③情報モラル・ネットいじめ防止教育

ネット上のコミュニケーションにおける危険性を理解させる。

- ・「軽い気持ちと重い言葉」の理解…言葉の暴力や、SNSでの軽い発言が相手を深く傷つけ、取り返しのつかない事態になり得ることを認識させる。
- ・情報モラル指導…ネット上でのトラブルの兆候に気づき、被害者・加害者・傍観者にならないための知識を身に付けさせる。

④教職員の研修・相談体制

教職員がいじめの兆候を見逃さず、迅速に察知する能力を高める。

- ・「いじめ未然防止」の研修…いじめの兆候にいち早く気づき、適切に対応するための研修を実施する。
- ・相談体制の充実…児童が気軽に相談できる環境（スクールカウンセラーの活用、アンケート調査等）を整える。

2 いじめの早期発見

（1）日常的な児童理解

教職員は、連絡帳・家庭学習ノートなどから、小さなサインを見逃さないよう日常的な児童理解に努める。授業時間だけではなく、朝・帰りの会や休み時間、給食・清掃の時間などにおける児童の表情や言動、しぐさ、人間関係等の変化や違和感に気を配る。

（2）教育相談週間

学期末に一定期間の教育相談週間を設けるなどして、教育相談体制の充実を図る。相談週間で把握した課題（いじめに限らず）について、いじめ防止対策委員会を含む校内生徒指導委員会や、全教員で行う「生徒指導委員会」研修会に報告をあげ、担当者の共通理解を図る。また、特にいじめに係る課題については、委員会に諮り、チームサポートを早期に開始できるようにする。

（3）アンケート調査

年2回のいじめアンケート（6月、11月）の他に、学級生活満足度調査（Q-U）を行い、実施後に必要な児童に個別の教育相談を行うなど、きめ細やかな実態把握に努める。

（4）相談機能の充実

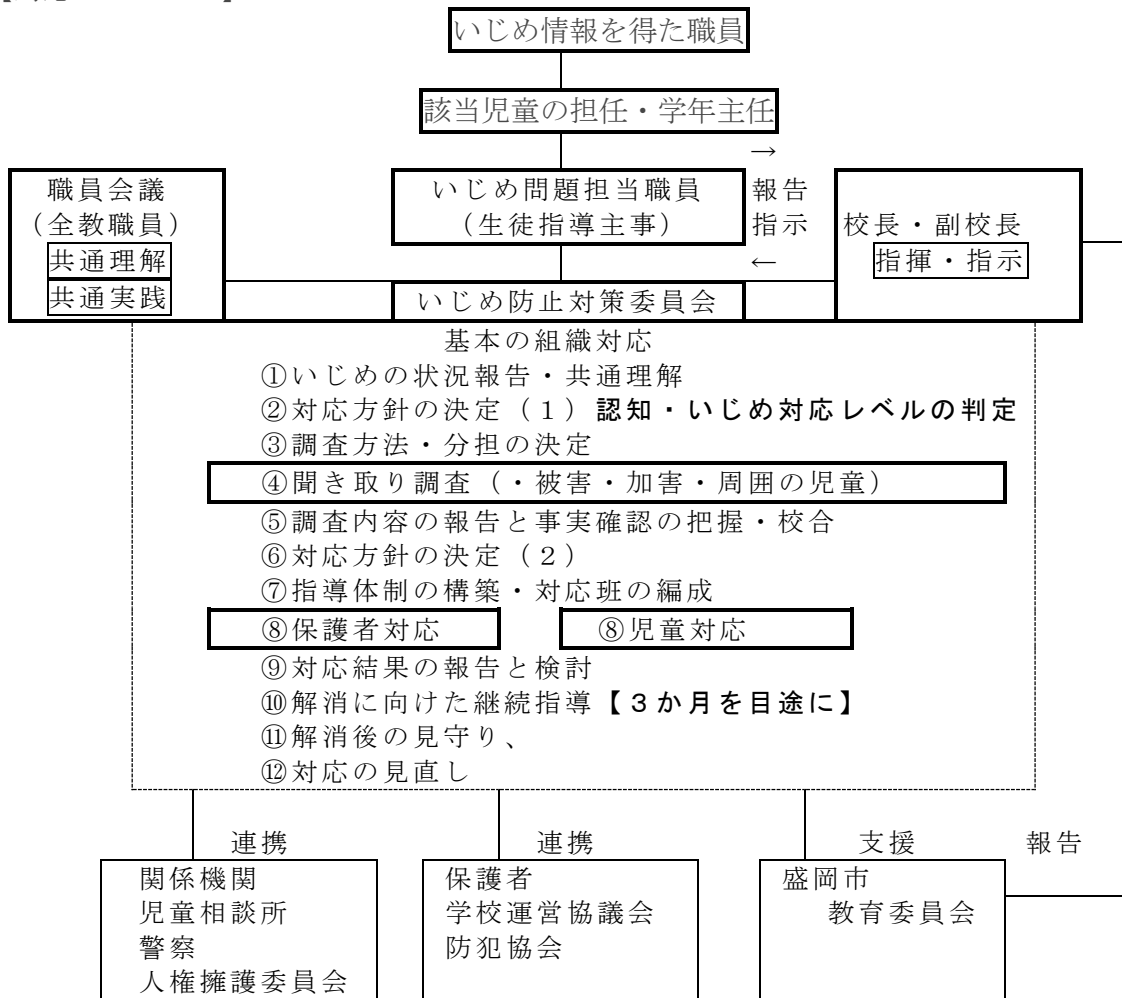
学級担任や担任外の職員による教育相談の他に、スクールカウンセラーの活用等により相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるようにする。

3 いじめへの早期対応

(1) いじめ対応マニュアル

いじめが疑われる状況を把握した場合は、以下の「対応マニュアル」に従っていじめの認知を行い、対応レベルに応じた的確な初期対応並びに中長期的な指導・支援を行う。

○【対応マニュアル】



いじめに対する指導が、実際にどのように行われたのかをチェックするとともに、管理職を含めた関係者がその取組状況を共有できるようにするためのシートを作成する。シートには職員の対応の他、保護者の応答なども記入することとし、取組状況の記録として保管する。また、データ化して蓄積することで、同一児童にかかわる問題が繰り返し発生したり継続したりしていないか確認し、早期発見や未然防止の手立てとしても活用する。

(2) 全校体制による対応

対応マニュアルに基づいて行動する場合でも、特定の教員だけで抱え込むことなく、情報をいじめ対策委員会で共有し、校長のリーダーシップの下、全校体制で迅速かつ適切な対応を取ることができるようになる。

(3) 関係機関との連携

学校のみで解決することに固執せず、速やかに教育委員会に報告するとともに保護者に知らせ、適切な連携を図る。また、保護者等からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。

(4) 情報収集と情報保護

事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。また、把握した児童等の個人情報については、安易に外部に伝わることをないように、その取扱いに十分留意する。

(5) 教育委員会への報告

教育委員会への報告は、発生時または発見時に直ちに略報で知らせ、その後は指導経過を含めて早期に書面で行い、また解決に至るまで継続する。また、警察等外部機関との連携が必要な場合など必要に応じて、教育委員会へ助言を仰ぎ、適切な支援を得ることができるようにする。

4 再発防止

(1) 継続的な指導と観察

同じ児童が被害に遭ういじめが再発したり、ターゲットを変えていじめが続いたりすることを防ぐために、一旦解決したと思われる場合でも、初期対応シートも利用しながら、十分に注意して継続的な観察や必要な指導を行う。

(2) 未然防止対策の見直しと強化（ナレッジマネジメント）

問題が収束したと考えられる時点で、対処の仕方を振り返り見直すとともに、対処を通して得た知見を広く共有（ナレッジマネジメント）し、再発防止を日指す。

5 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭。必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）、支援スタッフを加える。

(2) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組と実施の進捗状況の確認。
- ・児童アンケート、保護者アンケートの結果の検討。
- ・教職員の共通理解と意識啓発（いじめに関する校内研修の企画立案）。
- ・保護者、地域に対する情報発信、情報収集。
- ・いじめ事案への対応、相談窓口。
- ・学校基本方針、年間計画等の見直し。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき。

(2) 発生の報告

①重大事態が発生した場合には重大事態が発生した旨を 教育委員会に報告する。

(3) 調査

- ①重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携して、通常のいじめ防止委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、教育委員会の適切な指導及び支援の下で、質問票その他の適切な方法で事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ③上記の調査を行った場合は、教育委員会の適切な指導及び支援の下に、被害を受けた児童及びその保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④被害を受けた児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については、関係児童の個人情報や心情に配慮して、慎重に判断しなければならない。

(4) 対応

- ①「被害児童を絶対守る」ことを第一に、教育委員会との連携を密接にして対応に当たる。
- ②加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは早めに警察と連携するなど、関係諸機関との積極的な連携を行う。
- ③いじめを原因として、被害児童が教室に入れない場合は、早期に受け入れが可能になるよう学級指導等を行うとともに、学習機会を確保するために別室登校や校内支援センターでの指導を行う等、様々な手立てを講じる。
- ④いじめを原因として、被害児童が登校できない状態が続く場合は、適応指導教室等での学習や家庭での学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限保障できるよう支援する。
- ⑤関係児童の保護者との連携を断ち切ることがないように最善を尽くす。特に被害児童の保護者に対しては、対応方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに、それまでの指導・支援や情報提供等に不備があった場合は誠意をもって謝罪する必要がある。
また、加害児童の保護者に対しては事実を正確に伝えるとともに、被害児童の心情や解決に向けた学校の指導方針の説明および理解促進に努めなければならない。
- ⑥報道機関等への対応については、学校の正常な教育活動に支障が生じることのないように、担当者を通じて行う。
- ⑦対応に当たって、隣接する学校との連携(応援要請)や報道機関対応への具体的な指示、当該学校の児童及び保護者の不安の解消など予想される限りの事柄について幅広く支援を行うよう、教育委員会に協力を求める。

(5) 第三者委員会

- ①重大事態への対処又は発生防止のための附属機関(第三者委員会)を設ける必要があると判断した場合は、教育委員会がその対応にあたる。
- ②附属機関が、上記(3)の調査結果について調査を行う場合は、関係者の個人情報の保護と学校の正常な教育活動の維持に留意しながら協力する。

Ⅲ 計画・評価

1 P D C A サイクル (年間計画の作成)

- (1) P D C A サイクルの期間、「取組評価アンケート」の内容をいじめ防止委員会で決定し、取組に対する見直しを行う。

- (2) P D C A サイクルには、個別相談や教育相談を含むいじめ防止のための取組の年間計画、取組に対する評価アンケートの実施および集計時期、アンケート結果に基づくいじめ防止委員会の実施時期、委員会での検討内容を全職員で共通理解する校内研修会の実施時期等を位置づけ、いじめ防止のための年間計画を作成する。

2 Plan-Do

教職員の異動などをふまえ、年度初めに「学校基本計画」「年間計画」「取組評価アンケート」などについて全職員で共通理解する。

3 Check-Action

学期ごとに取組を振り返り、長期休業中に会議等を行うなどして、次学期の取組を決定する。評価アンケートの項目には以下のようなものが考えられる。

- いじめへの対処方針等について全職員が確認している。
- いじめの問題について校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために定期的な調査や個別懇談を実施している。
- 子どもたちがいじめ問題について主体的に考える取組を実施している。
- 「ネットいじめ」防止のために、情報モラル教育を実施している。

IV 家庭や地域、関係機関等との連携

1 家庭、PTA との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- (2) 保護者懇談会などの機会を利用し、「太田東小学校まなびフェスト」を活用しながら、家庭と学校とが同じ考えで子育てやいじめ問題に向かうことができるように共通理解を図る。
- (3) 発信者(の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、学校外でのインターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者に対して必要な啓発活動を行うとともに、「携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器」に依存しない運動の取組を強化する。

2 学校運営協議会等、関係諸団体との連携

地域を挙げていじめ防止に取り組む機運を高めるために、地域住民も参加できる「いのちの講演会」「人権講演会」などを実施したり、地域の人権擁護委員の話聞く機会を設けたりすることを通して、地域一体となって児童の心の教育を推進する。

3 校種間の連携

小学校でいじめが認められた児童、またはいじめに発展する可能性があるトラブルがあった児童については、小中連絡会や「小中連携カード」などを活用して、小学校は情報が確実に中学校に伝わるようにする。

また、中学校は家庭の実態把握や内面理解に努め、進学後に問題が生じないように指導や支援の充実に努める。

【いじめ防止に向けた取組年間計画】

4月	○生徒指導・いじめ防止対策委員会①（年間計画、研修会内容立案）
5月	・相談体制の周知（保護者・児童・地域等へ）
6月	○いじめ問題校内研修会（基本方針、年間計画等共通理解）
7月	○運動会に向けた集団づくり ○児童アンケート調査、分析、面談・対応、保護者公表（生徒指導だより） ○いじめ対策取組評価アンケート（教職員）
8月	○いじめ防止対策委員会②（取組評価アンケート結果検討） ○Q-Uアンケートの実施
9月	○いじめ問題校内研修会（取組の評価と2学期に向けて）
10月	○夏季休業終了後の教育相談
11月	○人権意識を高める 2学期の学級組織づくり ○地区懇談会での情報交換（PTA・民生児童委員・町内会役員）
12月	・こころと体の健康観察の検討・いじめ防止対策委員会③ ○教育相談（全員面接）
1月	○児童アンケート調査、分析、面談・対応、公表（生徒指導だより） ○保護者アンケート調査、分析、面談・対応、公表（生徒指導だより）
2月	○人権・ボランティア週間・教育相談週間
3月	○教職員アンケート ○いじめ防止対策委員会④（アンケート結果検討） ○いじめ、体罰、虐待問題校内研修会（取組の評価と3学期に向けて） ○教育相談（全員面接） ○学校評価の取りまとめ ○一年間の振り返り ○生徒指導いじめ防止対策委員会⑤（基本方針等の見直し）